

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年8月7日（水曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（30名）

2番 大竹 誠 君	4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君
6番 深川 俊朗 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	27番 林 修美 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君

○欠席委員（5名）

3番 東山 武司 君	7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君
13番 篠田 権三 君	24番 相宮 千秋 君	

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	古田 考幸 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
上之保事務所 主事	加藤 恵子 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 大雨が続きましたが、今日からはまた猛暑が予想されています。体調管理には十分にお気を付けください。

7月9日中濃地区農業委員研修、8月2日郡上和良地区協議会委員会がありました。関係委員の方、出席していただきありがとうございました。

なお、本日、坂井部長は他の公務と重なったため、欠席であります。

それでは、農務課長にあいさつをお願いします。

○農務課長（玉田和久君） 最近の大雨で津保川から南の方、南部地域に被害出ました。今年これからひどく雨が降り大きな被害がでないか心配しているところです。

T P P も交渉がすすんでおり、首相も経済成長戦略の中で農業のこともとりあげています。これからも、関市の農業の発展のために努めてまいりたいと思います

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、3番 東山武司委員、7番 加藤 徹委員、8番 大澤慶一委員、13番 篠田権三委員、24番 相宮千秋委員が欠席、12番 石木治男委員は遅刻ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

18番 中村睦明委員、19番 美濃羽 久委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を求めます。

1番の案件は位置図が1ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は市平賀地内、岐阜信用金庫東関支店の北東60mほどに位置する田2筆の計1937㎡です。

使用借人は、農業経営の拡大のため申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難のため、使用借人の申し出に応じるものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。使用貸借の期間は、5年間としています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の南西150mほどに位置する農振農用地にある田、1963㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの、譲渡人は、農業経営が困難のため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、国道248号バイパス倉知東交差点の東100mほどに位置する田5筆 1957.87㎡です。

申請人は息子夫婦とその父で、譲受人である息子夫婦は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人である父は、高齢により農業経営が困難のため、息子夫婦である譲受人の申し出に応じ、贈与したいというものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、西本郷地内、中濃厚生病院の北50mほどに位置する農振農用地にある田、3187㎡です。

申請人は親子で、譲受人である息子は、農業経営の拡大のため申請地の所有権2分の1を譲り受けたいというもの。譲渡人である父は、高齢により農業経営が困難のため、息子である譲受人の申し出に応じ、贈与したいというものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、黒屋地内、あかつき幼稚園の南東250mほどに位置する農振農用地にある田2筆 3413㎡です。

譲受人は、申請地の北側の農地を所有し、今回農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、相続により取得をしたものの、居住地が遠方により農業経営が困難のため、今回譲受人の申し出に応じるというものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、戸田地内の3筆で、戸田転作促進技術研修センターの北80mなどにある農振農用地にある田2筆 5244㎡ 及び 畑15㎡、計3筆 5259㎡です。

譲受人は、農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じるというものです。

7月18日に現地確認をし、田及び畑で農地性有りと確認しました。

7番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、板取地内、板取小学校の北西260mなどにある畑436㎡、及び農振農用地にある畑564㎡ 並びに 農振農用地にある田556㎡の計3筆1556㎡です。

申請人は、息子と父で、譲受人である息子は、今回農業経営を引き継ぐため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人である父は、高齢により農業経営が困難のため、息子に農業経営を引き継ぎ、譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計7件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

- 1 1 番（兼村正美君） 1 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 2 番について欠席者 8 番大澤さんより異議なしと伺っています。
- 9 番（沼田久男君） 3 番について異議ありません。
- 1 1 番（兼村正美君） 4 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 5 番について欠席者 8 番大澤さんより異議なしと伺っています。
- 1 2 番（石木治男君） 5 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 6 番について欠席者 1 3 番篠田さんより異議なしと伺っています。
- 2 9 番（日置 香君） 7 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 7 件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 7 件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は 4 ページになります。

1 番の案件は位置図が 8 ページになります。

申請地は、東新町 5 丁目地内、天神公民センターの北 1 8 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、6 7 3 m²です。

申請人は、高齢により農地管理が難しくなってきたため、賃貸集合住宅を建築し、収入を得たいというものです。

7 月 1 8 日に現地確認をし、畑一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第 3 種農地と判断します。

2 番の案件は位置図が 9 ページになります。

申請地は、神野地内、下日立公会堂の西 3 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、2 4 1 m²です。

申請人は、申請地と北側隣接地にある宅地に、本宅を建て替えるというものです。

7 月 1 8 日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

3 番の案件は位置図が 1 0 ページになります。

申請地は、東田原地内、東田原公民館の南南西 2 5 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、7 4 7 m²です。

申請人は、日当たりのよい自己所有地の有効活用をするため、申請地に太陽光発電施設を建設したいというものです。

7 月 1 8 日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第 3 種農地

と判断します。

4番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、明生町5丁目地内、泉ヶ丘公園の西南西200mほどに位置する田479㎡です。

申請人は、高齢により農業経営が困難になったため、申請地に貸駐車場を建設し、安定した収入を得たいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅、事業施設が連たんする区域に近接する、おおむね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

5番の案件は位置図が12ページになります。

申請地は、山王通1丁目地内、栄町4丁目交差点の北西60mほどに位置する畑2筆 399㎡です。

申請人は、高齢により農地管理が困難になってきたことや現在居住している家が古くなってきたため、自己のための住宅を建築したいというものです。

7月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 2番について欠席者3番東山さんより異議なしと伺っています。
- 4番（栗倉秀夫君） 3番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 4番について欠席者7番加藤さんより異議なしと伺っています。
- 16番（山本 武君） 5番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の5件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は6ページになります。

1番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で、申請地は、神野地内、本郷集会所の東南東130mほどに位置する市道沿いにある田612㎡です。

譲受人夫婦は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己資金により、夫婦自身及び妻の両親の住宅二棟及び駐車場、庭敷地を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件に入る前に、今回5条申請には、昨年9月に申請されて、この8月末に、農振農用地の除外許可予定のものが、次の2番の案件を含めて11件あります。農振農用地内での恒久転用はできませんが、8月末に除外許可予定ということで申請があります。

以後この案件を農振農用地で8月末に除外許可予定の田又は畑、と説明させていただくとともに、併せて、農地区分についても、農振除外後の農地区分は、と説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

2番の案件は位置図が14ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、大杉地内、大杉公民館の南250mほどに位置する農振農用地で、昨年9月に農振除外の申請があり、今年8月末に農振除外の許可が、県よりおりる予定の田363㎡です。

申請人は娘婿とその父で、借受人である娘婿は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、娘婿の申し出に応じ、申請地を貸し付けるといふものです。

7月18日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

農振除外後の農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものに、該当するため、第1種農地と判断します。使用貸借の期間は、50年間としています。

3番の案件は位置図が15ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、大杉地内、大杉公民館の南東200mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の登記地目が山林、現況地目が畑、330㎡です。

申請人は娘婿とその父で、借受人である娘婿は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、娘婿の申し出に応じ、申請地を貸し付けるといふものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、30年間としています。

4番の案件は位置図が16ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、西田原地内、野田集会場の南東240mほどの坂祝町境に位置する農振農用地内にある畑706㎡の内439.11㎡、及び同じく農振農用地内にある田2筆2437㎡のうち235.1㎡の計3筆674.21㎡です。地積測量図の添付があります。

賃借人は、申請地に、独立行政法人水資源機構から木曾川右岸用水の管水路の敷設替え工事に伴う工事用仮設道路を建設し、一時転用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるといふものです。

7月18日に現地確認をし、畑及び田で農地性あり確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。賃貸借の期間は、3カ月としています。

5番の案件で位置図は17ページになります。

所有権移転で申請地は巾2丁目地内、巾公民センターの東北東170mほどに位置する畑345㎡です。

譲受人は、現在、息子が居住している住宅の南側の畑を息子夫婦とともに園芸を楽しむために、庭敷地として購入するもの。譲渡人は、高齢で耕作が困難となったため、譲受人の申し出に応じると

いうものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は巾3丁目地内、小屋名雇用促進住宅の東320mほどに位置する畑 2筆 263㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になってきたため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、神明町2丁目地内、南部公民センターの南西150mほどに位置する国道248号沿いにある登記地目が畑、現況地目が雑種地 3筆887㎡です。賃借人は、近隣の宅地に商業店舗を建設し賃貸する予定であるが、駐車場が不足するため、申請地を借り受けて、貸駐車場として利用したいというものです。

賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、20年間としています。

8番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、神明町4丁目地内、しんめい公園の西70mほどに位置する畑 221㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、明生町5丁目地内、泉ヶ丘公園の西220mほどに位置する田 563㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認し田で農地性有りと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、稲口地内、中濃運転講習センターの北東130mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の田 1713㎡です。

譲受人は、申請地が市道に接し、土地の形状もいいことから分譲地に適していると考え、譲り受け、宅地分譲するというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるというものです。

7月19日現地確認をし、田で農地性有り確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が23ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、稲口地内、バロー関稲口店の北東100mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の田2筆1387㎡のうち372.04㎡です。地積測量図の添付があります。

申請人は、親戚関係にあり、借受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人は、高齢により農業経営が困難なため、借受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日現地確認し、田で農地性有り確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年としています。

12番の案件は位置図が24ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、水ノ輪町地内、水ノ輪公園の道路を挟んだ北側に位置する畑2筆、208㎡です。

申請人は、父と息子であり、借受人である息子は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、高齢により農業経営が困難なため、借受人である息子の申し出に応じるというものです。

7月18日現地確認し、畑で農地性有り確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、30年としています。

13番の案件は位置図が25ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北北東180mほどに位置する畑5筆1090㎡です。

申請人は、孫と祖父の関係にあり、借受人である孫は、周辺に賃貸住宅が不足しているため、集合住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、高齢により農業経営が困難なため、借受人である孫の申し出に応じるというものです。

7月18日現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、50年としています。

14番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の西70mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の田2955㎡です。

譲受人は、申請地が、整備された道路に面し、土地の形状も良いことから、介護老人保健施設に最適であると考え建設したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であり、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認し、田で農地性有り確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地と判断します。

15番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、サンサンシティマーゴ関の東270mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の田 1044㎡です。

譲受人は、申請地が、整備された道路に面し、近隣に大型商業施設もあり、宅地分譲に適していると考え建設したいというもの。譲渡人は、高齢で農業経営が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認し、田で農地性有りと確認しました。隣接農地の隣地承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北東250mほどに位置する市道沿いにある農振農用地で8月末に除外許可予定の田 800㎡です。

譲受人は、申請地が、整備された道路に面し、土地の形状も良いことから、宅地分譲に適していると考え建設したいというもの。譲渡人は、高齢のため農業経営が困難であったところ、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅、事業施設が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

17番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの北北西200mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、299㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、生活資金充当及び借入金返済のため譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬長池町地内、三洋堂書店新関店の西160mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が田、307㎡です。

譲受人は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

19番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、国道156号小瀬10番町交差点の南南東230mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が原野、661㎡です。

譲受人は、発電機及び変電機などの電力機器の組み立て、検査、取り付け業をしており、申請地付近には、高層な建物が無いため、太陽光発電施設を建設したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったところ、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月19日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

20番の案件は位置図が32ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、中之保地内、中之保川多々良橋の北北西170mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、3筆963㎡です。

借受人は、申請地に、太陽光発電施設を建設したいというもの。貸付人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく、第二種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。使用貸借の期間は、20年としています。

21番の案件は位置図が33ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、上之保温泉ほほえみの湯の東北東150mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、142㎡です。

譲受人は、隣地にて建設業を営んでおり、従業員の貸駐車場及び貸資材置場として利用するため、今回譲り受けるもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難なため、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

22番の案件は位置図が34ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、上之保温泉ほほえみの湯の東北東150mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、112㎡です。

譲受人は、隣地にて製材業を営んでおり、貸資材置場として利用するため、今回譲り受けるもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

23番の案件は位置図が35ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、上之保温泉ほほえみの湯の東北東150mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、122㎡です。

譲受人は、隣地にて製材業を営んでおり、貸資材置場として利用するため、今回譲り受けるもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

24番の案件は位置図が36ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸片地内、片集会所の南南東300mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が原野、550㎡です。

譲受人は、現在子ども夫婦が同居することになり手狭になるため、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅、事業施設が連たんする区域に近接する、おおむね10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

25番の案件は位置図が37ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸菅谷地内、上菅谷集会所の東90mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の登記地目が畑、現況地目が原野、450㎡です。

申請人は、親戚関係にあり、譲受人は、現在、県外に居住しているが、今回申請地を親類から譲り受け、生まれ故郷に自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、親類である譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

7月18日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

26番の案件は位置図が38ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸小坂地内、洞戸観光やな の北西200mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の登記地目が畑、現況地目が雑種地、570㎡です。

申請人は、娘婿とその父の関係にあり、借受人である娘婿は、現在、居住している住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、娘婿の申し出に応じるというものです。

7月18日現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、周辺に代替地がなく、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものに該当するため、第1種農地と判断します。使用貸借の期間は、20年としています。

27番の案件は位置図が39ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、板取地内、門出体育館の南東200mほどに位置する農振農用地で8月末に除外許可予定の登記地目が田、現況地目が雑種地、166㎡です。

申請人は親子の関係にあり、借受人である息子は、自家用駐車場がないため、父である貸付人より借り受け、駐車場整備をしたいというもの。貸付人である父は、息子の申し出に応じるというものです。

7月18日現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、15年としています。

28番の案件は位置図が37ページになります。

所有権移転で申請地は、板取地内、杉島荘の北50mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が原野 264㎡ 及び登記地目が畑、現況地目が山林、7筆 5986㎡ 並びに 登記地目が田、現況地目が原野、2筆 394㎡ 計10筆 6644㎡です。

申請人は、孫と祖父の関係にあり、孫である譲受人は、畑作管理が困難になってきた申請地を譲り受け、植林をするというもの。譲渡人である祖父は、農業経営が困難であり、譲受人である孫に贈与するというものです。

7月18日に現地確認をし、原野及び山林の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。農振除外後の農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの18件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの8件の、計28件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番について欠席者3番東山さんより異議なしと伺っています。

- 4番（栗倉秀夫君） 2、3、4番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 5、6、7、8、9、10、11番について欠席者7番加藤さんより異議なしと伺っています。12、13、14番について欠席者8番大澤さんより異議なしと伺っています。
- 9番（沼田久男君） 15番について異議ありません。
- 10番（天野邦男君） 16番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） 17番について欠席者13番篠田さんより異議なしと伺っています。
- 16番（山本 武君） 18、19番について異議ありません。
- 19番（美濃羽久君） 20番について異議ありません。
- 21番（土屋尊史君） 21、22、23番について異議ありません。
- 27番（林 修美君） 24、25、26番について異議ありません。
- 28番（長屋芳成君） 27番について異議ありません。
- 29番（日置 香君） 28番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の28件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの18件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借件設定に関するもの8件、計28件を岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は18ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの3件4筆について、承認を求められています。内訳としまして、新規が3筆、更新が1筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が4筆8409㎡です。地区は、千疋、東本郷、小野の3地区です。

設定を受ける者は、プラス(株)ほか計3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり承認することといたします。

以上をもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は9月6日午前10時からの予定です。また、8月の主な行事予定は8月16日が転用申請等受付締切日で、8月19日、20日が転用申請等現地

確認日で8月29日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君）これもちまして閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前11時20分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

㊟

18番 関市千疋59番地

㊟

19番 関市中之保4644番地

㊟
